

令和2年2月定例会 経済委員会（事前）

令和2年2月6日（木）

〔委員会の概要 商工労働観光部関係〕

元木委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（14時09分）

これより、商工労働観光部関係の調査を行います。

この際、商工労働観光部関係の2月定例会提出予定議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案】（説明資料、資料1）

- 議案第1号 令和2年度徳島県一般会計予算
- 議案第4号 令和2年度徳島県都市用水水資源費負担金特別会計予算
- 議案第8号 令和2年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計予算
- 議案第9号 令和2年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算
- 議案第15号 令和2年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計予算

【報告事項】

- テクノスクールの機能強化（案）について（資料2，3）

黒下商工労働観光部長

商工労働観光部から今定例会に提出を予定いたしております案件につきまして、御説明させていただきます。

お手元の説明資料1ページを御覧ください。

令和2年度商工労働観光部主要施策の概要でございます。

商工労働観光部におきましては、持続可能な開発目標、SDGsの実装に向けまして、来年度の施策を4本の柱で構成し、各施策を効果的に推進することとしております。

まず、1番目の柱、1、「経営基盤の安定化」と「成長力の強化」でございます。

その主なものとして、（1）安定した経営基盤の確立では、①円滑な事業承継の加速といたしまして、移住・就労・創業と連携したマッチング支援や、中小企業向け融資制度におけます事業引継ぎ支援資金の保証料率の引下げによりまして、県内企業の円滑な事業承継の促進を図ってまいります。

また、②経営・金融両面からの一体的な支援といたしまして、企業の経営課題に即した各種専門家の派遣と企業のライフステージに応じたきめ細やかな金融支援による、経営・金融両面からの支援を行いまして、県内中小企業・小規模事業者の持続的発展を促進してまいります。

次に、（2）企業の成長・発展を強化では、①成長分野関連企業の立地推進として、防災減災対策をはじめ、企業ニーズに応じたオーダーメイド型企业立地優遇制度を活用し、本県の発展に資する成長分野の企業立地を推進してまいります。

2ページをお開きください。

⑥攻めの海外ビジネス展開支援といたしまして、自由貿易圏の拡大に伴う経済のグローバル化に対応するため、関係団体と連携した、とくしま海外展開支援プラットフォームによるワンストップ体制により、県内企業の海外展開を支援してまいります。

次に、（3）「強み」を活かす産業集積では、①「次世代LEDバレイ構想」の推進といたしまして、本県が誇る二つのブルー、LEDや藍を活用した高付加価値な製品開発や国内外における販路開拓を支援いたしますとともに、企業間や異業種間の連携を促進することにより、産業集積の活性化と質の向上を図ってまいります。

また、③クリエイティブ関連企業の集積といたしまして、全国屈指の光ブロードバンド環境を生かした4K・VR先進地の取組や産学官が連携した人材育成により、クリエイティブ関連企業の集積を図ってまいります。

次に、2番目の柱として、2、人材の育成・確保でございます。

その主なものとして、（1）「多様な人材」の活躍促進では、①テレワークの活用による多様で柔軟な働き方の推進といたしまして、県内企業の育児や介護等による離職防止や働きやすい職場環境の整備を促進するため、ICTを活用した多様で柔軟な働き方、テレワークを推進してまいります。

3ページに参りまして、⑤障がい者の就労と雇用継続の支援として、労働局等関係機関と連携し、障がい者の職業能力開発訓練を実施いたしますとともに、事業主をはじめ、広く県民への意識啓発と企業相談コーディネーターによるきめ細やかな支援により、障がい者の雇用促進に努めてまいります。

4ページをお開きください。

（2）地方への人材環流を促進では、③インターンシップの推進といたしまして、多様な人材の県内就職を促進するため、県内企業のインターンシップ受入体制を強化するとともに、大学生等の参加拡大に取り組み、県内企業におけるインターンシップを促進してまいります。

次に、（3）新たな時代を担う人材の育成では、①経営人材の体系的な育成といたしまして、とくしま経営塾平成成長久館におきまして、商工団体や高等教育機関等との連携による企業ニーズを反映した研修プログラムを提供することにより、人材育成を通じた強い組織づくりを支援してまいります。

5ページを御覧ください。

3本目の柱として、3「革新技術」の活用強化でございます。

その主なものとして、（1）「5G」等先端技術への対応では、④企業の5G技術活用促進として、新製品・新技術の開発や生産性の向上の取組を促進するため、5G技術支援体制を構築し、県内産業の活性化を図ってまいります。

また、5ページから、（2）新産業・イノベーションの創出につきまして、6ページにかけて記載しております。

6ページに記載の②イノベーション創出の推進では、先端技術を活用したイノベーションによる本県経済をけん引する成長ビジネスを創出するため、産学官金言の連携によるプラットフォームを構築いたしますして、人材育成からビジネス実装までを一体的に支援してまいります。

次に、（3）生産性革命の促進では、①技術実装の加速といたしまして、経営革新計画

の策定支援や小規模事業者の生産性向上に資する先進的な取組を支援することにより、県内企業におけます新技術の実装を促進してまいります。

4本目の柱として、4、「インバウンド需要の取り込み」と「観光の成長産業化」でございます。

（1）誘客コンテンツの充実につきまして、7ページを御覧ください。

②多様なコンテンツを活用した誘客といたしまして、本県ならではの観光コンテンツの磨き上げを行い、県内の周遊観光の促進を図るとともに、阿波おどりや阿波人形浄瑠璃などの文化資源やスポーツなどの多様なコンテンツを活用した誘客を図ってまいります。

また、⑥アニメを核としたにぎわいの創出といたしまして、アニメを活用した地域活性化や観光誘客をより一層促進するため、地域資源等を活用した徳島ならではの魅力あふれるマチ★アソビを支援してまいります。

（2）受入環境の整備では、①観光産業を担う人材の育成におきましては、観光関連事業者や高等教育機関等との連携による体系的な学びの場として、現在のところ仮称でございますが、とくしま観光アカデミーを設立し、県内の観光産業を担う人材の育成を図ってまいります。

8ページをお開きください。

⑤宿泊施設の投資促進といたしまして、2025年大阪・関西万博の開催等の好機を捉え、宿泊者数や観光消費額の増加を図るため、県内宿泊施設の魅力向上につながるリノベーションへの支援を行うとともに、宿泊施設の新増設に対する助成制度を新たに創設いたしまして、県内はじめ宿泊事業者の投資促進による受入環境の整備を図ってまいります。

（3）魅力溢れる情報発信では、②「阿波おどり」の通年化・国際化による誘客促進といたしまして、世界の踊り連が本場徳島に集い交流する秋の阿波おどりの開催や海外公演、指導者の派遣によりまして、阿波おどりの通年化と国際化に取り組むとともに、国内外に向け、広く阿波おどりの魅力を発信してまいります。

また、⑤「阿波藍」の魅力発信といたしまして、東京2020オリンピック・パラリンピック期間中の集中的な魅力発信の実施とともに、藍染ワークショップや商談会の開催に加え、人材育成にも取り組み、阿波藍の振興を図ってまいります。

続きまして、9ページを御覧ください。

2月定例会への提出予定案件でございます。

まず、令和2年度の一般会計当初予算は、表の最下段に記載のとおり、717億6,928万3,000円を計上いたしております。

10ページをお開きください。

特別会計では、中小企業・雇用対策事業特別会計など、4会計の合計で、表の最下段に記載のとおり、1,279億3,451万7,000円を計上いたしております。

なお、令和元年度当初予算は骨格予算でございましたので、6月補正後の予算との比較につきまして、お手元に資料1として、令和2年度当初予算歳出予算総括表（令和元年6月補正後予算額との比較）を御配付させていただいておりますので、御参照ください。

11ページを御覧ください。

課別の主要事項につきまして、その主なものについて、御説明させていただきます。

まず、商工政策課でございます。

計画調査費の摘要欄①のア、事業承継加速化事業は、事業承継のマッチングや関係機関と連携した円滑な事業承継の推進に要する経費であり、商業総務費の摘要欄③「未知への挑戦」実装費は、新たな行政課題に柔軟かつ迅速に対応するための経費でございます。

次に、商業振興費の摘要欄①のア、地域産業活性化事業は、商工団体による地域密着型の事業者支援に要する経費でございます。

12ページをお開きください。

金融対策費の摘要欄①のイ、中小企業金融円滑化推進費は、中小企業の資金調達時の保証料支援に係る経費であり、中小企業振興費の摘要欄①のイ、中小企業の総合的な応援拠点整備推進事業は、徳島経済産業会館の整備に係る経費でございます。

以上、一般会計予算は、合計で、598億2,384万4,000円となっております。

13ページを御覧ください。

特別会計でございます。

中小企業・雇用対策事業特別会計の摘要欄①中小企業・雇用対策推進費造成資金貸付金は、公益財団法人とくしま産業振興機構に資金を貸し付け、中小企業・雇用対策を推進するための事業費を確保するものであり、②中小企業振興資金貸付金は、県内中小企業者向けの各種低利融資制度に要する経費でございます。

14ページをお開きください。

中小企業近代化資金貸付金特別会計の摘要欄に記載の各事業は、中小企業者の設備導入に係る貸付金の債権管理等に要する経費でございます。

以上、特別会計の合計は、1,183億6,685万9,000円となっております。

15ページを御覧ください。

企業支援課でございます。

計画調査費の摘要欄①のイ、クリエイティブ産業育成事業は、4K・VR徳島映画祭の開催をはじめ、デジタルコンテンツ制作などのクリエイティブ産業の更なる集積と人材育成を図るための経費でございます。

また、エ、戦略的企業誘致強化事業は、企業誘致フォーラムや企業立地フェアなどによる企業誘致の推進と情報通信産業の人材確保に向けた取組に要する経費でございます。

次に、カ、徳島県イノベーション創出推進事業は、先端技術を活用したイノベーションを生み出す人材を育成し、本県経済をけん引する成長ビジネスの創出を推進するための経費でございます。

16ページをお開きください。

中小企業指導費の摘要欄②のウ、ふるさと起業家支援プロジェクトは、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、地域課題の解決に資する事業を立ち上げる起業家の支援に要する経費でございます。

下段の産業立地対策費の摘要欄④企業誘致対策費は、企業誘致を促進するための貸付金等の経費でございます。

17ページに参りまして、一般会計予算は、合計で、22億8,446万6,000円となっております。

18ページをお開きください。

中小企業・雇用対策事業特別会計の摘要欄③企業立地促進事業費及び④情報通信関連事

業立地促進費は、企業誘致推進のための助成に要する経費でございます。

19ページに移りまして、摘要欄⑤のエ、とくしま経営塾「平成長久館」事業は、中小企業の人材育成のためのセミナー・研修の開催や専門家派遣等に要する経費でございます。

以上、特別会計の合計で、17億9,508万8,000円を計上しております。

20ページをお開きください。

新未来産業課・工業技術センターでございます。

計画調査費の摘要欄①のウ、次世代“光”産業創生事業は、LEDや藍を活用した徳島ならではの製品開発や企業の販路開拓等の支援に要する経費でございます。

次に、21ページに参りまして、ク、5Gスマートファクトリー推進事業は、工業技術センターにおきまして、5G技術研究開発支援体制を構築し、工場等における5G活用を促進するための経費でございます。

中小企業振興費の摘要欄③のア、とくしま「健幸」イノベーション創出促進事業は、とくしま「健幸」イノベーション構想に基づき、健康医療関連産業の創出や糖尿病に関する研究開発成果の事業化・社会実装を推進するための経費でございます。

22ページをお開きください。

工業技術センター費は、研究開発や試験研究など、県内企業の技術的支援を行う経費でございます。

以上、一般会計予算は、合計で、18億2,710万1,000円となっております。

23ページを御覧ください。

中小企業・雇用対策事業特別会計の摘要欄②のア、技術シーズ創出調査事業は、県内企業の新商品・新技術の創出を図るため、工業技術センターが企業や大学等と共同研究を行うための経費であり、ウ、LED応用製品普及加速化事業は、県内企業が開発したLED応用製品を県が率先購入することにより、販路開拓を支援するための経費でございます。

以上、特別会計の合計は、19億6,642万5,000円となっております。

24ページをお開きください。

労働雇用戦略課でございます。

計画調査費の摘要欄②のウ、柔軟な働き方「テレワークするんじょ！」事業は、企業のテレワーク導入に係る相談体制の整備やテレワーカー等の養成・スキルアップに要する経費であり、エ、プロフェッショナル人材戦略拠点事業は、企業の成長戦略を具現化する人材と県内中小企業等をコーディネートするプロフェッショナル人材戦略拠点の運営に要する経費でございます。

また、オ、おかえり！とくしまインターンシップ推進事業は、インターンシップを通じた県内企業への就職を促進するため、県内企業の受入体制の強化に要する経費でございます。

25ページに参りまして、下段の雇用促進費の摘要欄②のウ、とくしま地域活性化雇用創造プロジェクトは、成長産業分野における商品開発や人材育成等の取組を支援し、新たな雇用創出と地域産業の活性化を図るための経費でございます。

26ページをお開きください。

摘要欄③中高年齢失業者等雇用促進費は、中高年齢失業者等の雇用促進及びシルバー人材センターの運営補助に要する経費でございます。

以上、一般会計予算は、合計で、40億3,953万1,000円となっております。

27ページに参りまして、中小企業・雇用対策事業特別会計の摘要欄、①勤労者支援資金貸付金は、阿波っ子すくすくはぐくみ資金をはじめ、勤労者向け融資制度に要する経費でございます。

28ページをお開きください。

特別会計の合計は、57億7,716万円となっております。

29ページを御覧ください。

産業人材育成センターでございます。

計画調査費の摘要欄①のア、徳島版マイスター制度ステップアップ事業は、ドイツとの相互交流により実践的な訓練を実施するとともに、各種技能競技大会への参加に向けた支援や優れた技能者の認定等に要する経費であり、また、職業訓練総務費は、テクノスクールの運営や民間職業訓練校への補助等に要する経費でございます。

30ページをお開きください。

職業能力開発校費の摘要欄③のア、5G技術対応エンジニア育成事業は、5G技術に対応できる人材を育成するため、中央テクノスクールにおきまして、ローカル5G環境を活用した訓練体制の整備に要する経費であり、転職職業訓練費の摘要欄②のウ、民間を活用した委託訓練事業は、民間の教育訓練機関等を活用し、離職者への職業訓練による早期の再就職の促進に要する経費でございます。

以上、一般会計予算は、合計で、10億2,534万円となっております。

31ページを御覧ください。

観光政策課でございます。

計画調査費の摘要欄①のイ、「阿波藍」魅力創造発信プロジェクトは、とくしま藍の日記念イベントの開催や藍関連製品の高付加価値化に向けた人材育成、また、国内外における展示会・商談会出展等に要する経費でございます。

また、オ、ぐる〜り徳島！周遊観光パワーアップ事業は、四国デスティネーションキャンペーンやワールドマスターズゲームズ2021関西の開催を見据えた四国が一体となった効果的な情報発信や魅力的な観光コンテンツを整備するための経費でございます。

また、カ、とくしま観光人づくり事業は、産学官の連携により、とくしま観光アカデミー(仮称)を設立し、県内の観光産業を担う人材の育成を図るための経費でございます。

次に、キ、「Visit Tokushima」千客万来事業は、香港・台湾など、東アジアを重点地域とした本県文化を活用したプロモーションの展開等により外国人観光誘客の促進に要する経費でございます。

32ページをお開きください。

物産あつ旋所費の摘要欄①のイ、「おどる宝島 なっ！とくしま」アンテナショップ戦略展開事業は、大都市圏においてアンテナショップを展開し、県産品の認知度向上と販路拡大を効果的に推進するための経費でございます。

33ページに参りまして、観光費の摘要欄④のイ、宿泊施設投資促進事業は、県内宿泊施設のリノベーションや新增設など、宿泊施設における投資を促進致しまして、宿泊者数や観光消費額の増加を図るための経費でございます。

次に、ウ、歓迎徳島！外国人誘客促進事業は、関西や四国などの広域連携による効果的なプロモーションの実施や旅行商品造成・受入環境の整備など、外国人観光誘客の推進に要する経費であり、摘要欄⑤阿波おどり振興費は、本県が誇る伝統文化である阿波おどりを活用し、観光誘客と交流人口の拡大を図るための経費でございます。

また、摘要欄⑥広域観光推進費は、他府県等と連携した広域観光の推進に要する経費でございます。

34ページをお開きください。

一般会計予算は、合計で、10億1,449万5,000円となっております。

35ページに参りまして、中小企業・雇用対策事業特別会計の摘要欄①観光施設整備資金貸付金は、民間事業者が観光施設を整備するための融資制度に要する経費でございます。

以上、特別会計は、2,000万円となっております。

36ページをお開きください。

国際課でございます。

国際交流費の摘要欄②のオ、とくしま国際戦略センター推進事業は、多言語相談員による生活相談や外国人の多様なニーズに対応した情報発信などを行う、多文化共生総合相談ワンストップセンターの運営に要する経費であり、カ、地域で学ぶ！日本語教育推進事業は、在住外国人を対象とした日本語教室の開催など、地域における日本語教育の促進に要する経費でございます。

37ページに参りまして、計画調査費の摘要欄①のア、ものづくり企業海外展開支援事業は、四国4県の連携による海外の見本市への出展等に要する経費でございます。

38ページをお開きください。

中小企業振興費の摘要欄①のア、世界へ飛躍！県内企業グローバル展開支援事業は、県内企業の東アジア・東南アジアを中心とした海外の販路開拓支援に要する経費でございます。

以上、一般会計予算は、合計で、3億4,423万1,000円となっております。

39ページに参りまして、中小企業・雇用対策事業特別会計の摘要欄①のイ、中小企業海外展開トータルサポート事業は、とくしま海外展開支援プラットフォームの運営や環境・健康分野をはじめとする新規市場への販路開拓支援など、県内企業の海外展開の支援に要する経費でございます。

以上、特別会計の合計は、898万5,000円となっております。

40ページをお開きください。

にぎわいづくり課でございます。

計画調査費の摘要欄①のア、「マチ★アソビ」来場者満足度向上事業は、マチ★アソビを活用した海外への情報発信の強化や来場者の受入環境の整備等に要する経費でございます。

次に、観光費の摘要欄②のイ、エンジョイ・アップ☆プロスポーツ事業は、プロスポーツチームの集客力や情報発信力を活用したにぎわいを創出するための経費であり、また、ウ、「アニメの聖地とくしま」にぎわい創出事業は、マチ★アソビなど徳島ならではの特色あるイベントの開催に要する経費でございます。

さらに、摘要欄③のア、アスティとくしまスマートリノベーション事業は、アスティと

くしまにおきまして、会議室の増設等の工事を行い、施設の機能強化と有効活用を図るための経費でございます。

41ページに参りまして、一般会計予算は、合計で、14億1,027万5,000円となっております。

続きまして、42ページをお開きください。

債務負担行為でございます。

まず、一般会計におきましては、商工政策課の予算案に関連いたしまして、公益財団法人とくしま産業振興機構が債券等で運用する中小企業・雇用対策推進費造成事業に関し、限度額欄に記載の範囲で損失補償を行うものでございます。

次に、新未来産業課の予算案に関連しましては、公益財団法人とくしま産業振興機構における、とくしま経済飛躍ファンド造成事業に関し、限度額欄に記載の範囲で損失補償を行うものでございます。

また、にぎわいづくり課の予算案に関連いたしまして、徳島県立渦の道の塗装等補修工事に係る請負契約について、限度額欄に記載の範囲で債務負担行為を設定するものでございます。

下段の中小企業・雇用対策事業特別会計におきましては、企業支援課の予算案に関連いたしまして、企業立地促進事業に係る補助金について、限度額欄に記載の範囲で債務負担行為を設定するものでございます。

なお、この限度額につきましては、新たに宿泊施設を対象とした補助金分として、5億円増額させていただいております。

商工労働観光部におきまして、今定例会に提出を予定しております案件につきましては、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、この際、1点御報告させていただきます。

テクノスクールの機能強化(案)についてでございます。

お手元に概要版を資料2として、また、全体版を資料3としてお配りさせていただいております。

このうち、資料2の概要版に基づき、御説明させていただきます。

去る11月定例会におきまして、御報告させていただきました、テクノスクールの機能強化につきましては、昨年11月22日に、徳島県職業能力開発審議会に対し諮問いたしまして、現在、御審議いただいているところであります。

この度、審議会におきまして中間取りまとめが行われましたので、御報告させていただきます。

まず、1、趣旨につきましては、近年の少子高齢化による深刻な人手不足や急速に進む技術革新等といった変化に対応した人材育成が、産業界から求められていることを受け、次世代を見据えたテクノスクールの機能強化を図るものでございます。

次に、2、機能強化(案)の概要の(1)テクノスクールの役割につきましては、これまでの地場産業への人材供給に加え、人材不足、技術の高度化や発災時の対応など、産業界のニーズを踏まえ、教育機関、また国や民間の訓練機関等との連携の下、実践的な産業人材の育成と県内事業所への人材供給を図ることとしております。

(2) 機能強化の方向性につきましては、①最新技術への対応、②在職者の技能向上、③多能工の育成、④伝統技能の継承、⑤多様な人材育成の五つの視点で実施してまいりたいと考えております。

ページをおめくりいただき、2ページ目には、(3) 具体的な機能強化内容といたしまして、各テクノスクールの訓練科ごとに、機能強化の内容の主なものを記載させていただいておりますので、御参照くださいますようお願いいたします。

今後、今議会での御論議やパブリックコメントでの御意見を踏まえまして、機能強化について取りまとめさせていただき、令和2年度の訓練から、順次反映させてまいりたいと考えております。

説明及び報告事項につきましては、以上でございます。

よろしくお願いたします。

元木委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

黒崎委員

私のほうからは、事前委員会ですから、1点だけお尋ねしたいと思います。

横浜港で、クルーズ客船が新型コロナウイルス感染症の影響で大騒ぎになっております。10人に感染しているというふうなことでございますが、徳島県も、クルーズ観光を一生懸命に今推進しているところでございますので、恐らく、基本的には国のほうから何らかの方針とか調査結果を鑑みて、いろんな方針を出してくるんだらうと思うんですけど、徳島県も遅れることなく、それに合わせて徳島県内のクルーズ客船のこうした感染症対策も立てる必要があるだらうと思います。

今、とやかく言うのは若干早いんですけど、影響が余りにも大きいので、これについてどのようにお考えになっているのか、お話を伺いたいと思います。

阿部観光政策課長

ただいま、黒崎委員から、現在、横浜港に停泊しているクルーズ客船での新型コロナウイルス感染症の肺炎の関連で、徳島に来た場合を想定した対応ということで、御質問を頂いたところでございます。

海外から出入国されますクルーズ客船につきましては、国の関係機関ということで、財務省が所管する税関でありますとか、厚生労働省が所管をしております検疫所などが対応をされているところでございまして、その中で特に、寄港予定のクルーズ客船のお客様が感染症にかかっているというような情報がございましたら、検疫法に基づきまして、国の検疫所が、検疫指定区域内で停泊して検疫を実施する臨船検疫、船の中で検疫を行う又は着岸して行う場合もあると伺っているところでございます。

検疫では、検査官が乗船し、船内にてスクリーニング調査等を行って、必要な対応をとるということで、現状、長期間の停泊が予定されている状況でございます。引き続き、こ

の情報につきまして、しっかりと県の関与等につきましても、今回の事例を参考にして、必要な対応というのを考えてまいりたいと考えております。

本県の徳島小松島港への海外からのクルーズ客船の入港の予定ということでございますが、現時点では、8月まではまだ来ないという状況ではございますが、今回の事例での対応の状況でありますとか、また、他港、国の動きも注視するとともに、今後も海外からクルーズ客船が入港する際は、検疫所及び県の関係部局、海上保安部等の関係機関と連携を密にいたしまして、適正に対応する又は必要な準備を行うということで対応してまいりたいと考えております。

黒崎委員

ありがとうございます。何分にも新型コロナウイルス感染症自体が、どんな形でどう伝わっていくのかあるいはもっと増えていくのか、まだまだ分からないような状況でございますので、国のほうの方針が出ましたら、恐らく、これに対する対応の訓練なんかも必要になってくるかも分かりませんので、そんなことも踏まえて、しっかりと対応していただくように要望をしておきます。よろしく願いいたします。

山西委員

関連して、新型コロナウイルス感染症が中国を中心にかなり猛威を振るってございまして、先ほど黒崎委員のほうからもクルーズ客船のお話があったけれども、現在、県にも香港季節定期便が入っておりますし、香港季節定期便以外からのインバウンドのお客さんにもかなり影響があるのではないかというふうに思いますが、現状において、県内のインバウンドにどのような影響があるのか、どのように把握されていますか。

岩野海外誘客室長

山西委員のほうから、新型コロナウイルス関連肺炎の発生に伴う本県のインバウンドへの影響について、御質問を頂いております。

現在、新型コロナウイルス関連肺炎が、中国武漢市を中心に世界各国で発生してございまして、いつ収束するかは不透明な状況となっております。また、中国政府におきましては、海外の団体旅行及びエアチケットとホテルのパッケージ商品を、27日以降、当面中止するよう決定しているところでございます。

中国の旅行商品を扱っております、国内旅行の手配とかをします、いわゆるランドオペレーターの方に状況を確認したところ、四国、徳島をはじめ日本全国のツアーが中止になっておりますが、ツアーが再開になれば、すぐに対応できるように準備を進めたいとの意見を聞いているところでございます。また、近隣の香港や台湾の旅行会社に影響を確認したところ、現時点におきましては、訪日への影響、キャンセル等の影響は出ていないということで、お聞きしているところでございます。また、日本政府観光局香港事務所になりますが、現在、訪日を予定しております香港の方が、近々の渡航を中止や自粛するような目立った動きは発生していないというふうにもお聞きしているところでございます。

今回、春節時期にちょうど中国の団体旅行やパッケージツアーが中止となったということで、今後長引く状況となりましたら、本県のインバウンド関係の影響も大きくなる可能

性があると考えております。

現在、山西委員のおっしゃるとおり、香港季節定期便が就航しているところでございます。現在、本県に香港からお越しの皆様におかれましては、おもてなし対応というのをしておりますが、そういった中に、香港からお越しの皆様に感染予防対策や相談窓口の連絡先のチラシを配布するとともに、外国人観光客に向けまして多言語ホームページやSNSを活用しまして、感染予防対策の御協力について情報発信を行っているところでございます。

今後も引き続き、新型コロナウイルス関連肺炎の発生状況を注視し、総領事館、日本政府観光局はじめ現地旅行会社とも情報関係を密にしながら、インバウンド誘客に取り組んでまいりたいと考えております。

山西委員

香港季節定期便について、訪日客が旅行を中止するというような目立った動きはないという御報告でございましたけれども、肌感覚でも結構ですが、今県内で、この香港季節定期便の乗降者数とかホテル、県内の観光地、そういったところに、特段目立った動きはないという理解でよろしいですか。

岩野海外誘客室長

香港の季節定期便を活用しました本県へのインバウンドにつきましては、今のところ、特段にそういったキャンセル等が発生しているということは聞いていない状況でございます。

山西委員

安心したらいけませんけれども、大きな動きはないということでございますので一安心でございますが、引き続き、危機感を持って、しっかりとした対応をお願いしたいと思います。

それから、就職氷河期世代の就労支援についてもお尋ねしたいと思います。

国のほうでも大分スポットライトが当たってきまして、ちょうど就職氷河期の世代は多分40歳代でございまして、これからその就労支援をしっかりとやっていかなければ、大変な状況が予想されると思います。国の動きに伴って、今回、県も様々な就労支援の施策を打っておりますけれども、特に就職氷河期世代、このあたりの支援を、今後どのように力を入れていくつもりなのか、お尋ねをしたいと思います。

阿部労働雇用戦略課長

ただいま、山西委員から、就職氷河期世代の就労支援につきまして、御質問を頂きました。

私どものほうでは、次年度、すだち(巣立ち)支援事業というものを今回の当初予算案に出させていただきます。

内容的には、これまでも若年無業者につきまして就労支援を行ってきたところではございますが、若年無業者の社会的・職業的自立を支援するための地域若者サポートステー

ションというものがございまして、それは厚生労働省が設置、運営につきましては県と連携して行うということにしております。

そこで、自立や就職に向けたスキルアップのためのパソコン講座などのセミナーや職場実習、それから就労後の定着支援、また個別相談を行うなどの取組を行ってきたところでございます。次年度におきましては、国においても、この地域若者サポートステーションにおける対象者を就職氷河期の世代の40歳代まで拡大するという事となっております。

そこで、県といたしましては、その対象年齢の拡大に伴いまして、相談件数や研修の参加者も増えるということを見込んでおりまして、今回の提出予算におきましては、心理カウンセラーやキャリアコンサルタントの専門家の個別相談の回数を増やすということで、予算を増額させていただいているところでございます。

また、福祉の部門におきましては、就職準備支援というところまでの新しい取組をするということも聞いておりますので、今後は保健福祉部局とも連携しながら、就職氷河期世代に対するきめ細やかな就労支援を行ってまいって、不本意ながら非正規の職に長年就いているという方も含め、幅広い支援を行ってまいりたいと考えております。

山西委員

来年度から、この就職氷河期世代への支援を手厚くやっていくということで、よく分かりました。

ただ、ちょっと1点気になるのは、40歳代までということにして、つまり50歳代の方々は対象にならないという理解でよろしいでしょうか。

阿部労働雇用戦略課長

対象年齢につきましては、就労支援という立場からは、年齢にこだわらず、柔軟にきめ細やかな対応をしてまいりたいと考えております。

山西委員

年齢にこだわらず、そのあたりは柔軟に、おおむね40歳代というようなところで、就職氷河期世代を中心にしっかり支援をしていくという理解をいたしました。

是非、このあたり、定職に不本意ながら就けなかった世代というのは、これから年齢を重ねるについて、ますますいろいろと難しい課題も出てこようかと思っておりますので、行政として、しっかりとでき得る支援をお願いしたいというふうに思います。

仁木委員

当初予算です。中小企業向け融資制度のところを一括してまいりますけれども、事業引継ぎ支援資金の部分です。

ここについて、いわゆる国の部分で出てきておると思うんですけれども、信用保証協会の保証の分だと思っておりますが、これについては経営者保証を解除するための保証だということで理解しています。

この部分で言いますと、例えばですけれども、法人事業者に8,000万円の借入れがあったとします。それで、7,000万円をいわゆる市中銀行から借り入れていると。もう一つ

が、1,000万円が信用保証協会付きでやっていますという場合について、今回、この提案されている、要求されている分について、どの部分を対象にした制度なのかというところを教えてくださいと思います。

融資を受ける際には、銀行融資というのと、いわゆる民間の保証会社の保証付きという融資と、それといわゆる県の信用保証協会の融資というところがございますから、その点、全部を網羅できているのかということについて、お教えいただきたいと思ひます。

勝川商工政策課長

ただいま、仁木委員のほうから、事業承継時の経営者保証の解除について、御質問を頂きました。

民間金融機関におきましては、事業承継時に経営者保証の再設定を行う際に、多くの場合は後継者に個人保証を求めたり、家族内承継の場合は旧経営者に加え後継者のほうにも個人保証を求める、いわゆる二重保証、こういったケースが後継者にとってはとても大きな負担になり、事業承継に二の足を踏む大きな要因となっております。

こうしたことから、政府におきましては、事業承継時に経営者の個人保証を可能な限りなくしていこうということで、昨年12月に、経営者保証を不要とする事業承継特別保証制度を創設いたしまして、本年4月から運用を開始することになっております。

この制度の仕組みとしましては、資産超過であることとか返済緩和中でないこと、それから法人と経営者の分離が明確であること、こういった一定の要件をクリアした事業者が、金融機関と経営者保証の解除の交渉を行う際に、各都道府県に設置されております事業承継ネットワークというのがございまして、本県の場合は徳島商工会議所に事務局がございまして、ここに、来年度、国において新たに経営者保証コーディネーターという専門家を配置しまして、この方が金融機関との交渉を支援し、新たな国の保証制度を活用することによって、経営者保証の解除を促進していこうという仕組みになっております。

ただいま、仁木委員のほうから御質問がありましたように、中小企業者の場合は、銀行の独自のプロパー資金を借りたり、県の融資制度を借りたり、こういった両方を活用している場合が多いということで、例えば先ほどの、7,000万円の銀行のプロパー資金だった場合について経営者保証を解除する場合は、今回、国が全国の信用保証協会に一律で創設する事業承継特別保証制度を活用することで、経営者の個人保証を解除するということです。

それから、信用保証協会付きの県の融資の1,000万円を解除する場合は、今回お示しさせていただきますように、国の制度より保証料を最大0.25パーセント低く設定しました独自の保証制度である事業引継ぎ支援資金保証制度を創設し、この制度を活用することによりまして、経営者の個人保証を解除するというスキームになっております。

県としましては、事業承継ネットワークや金融機関、信用保証協会としっかりと連携をしまして、経営者保証を不要とするこういう保証制度を活用しながら、今後、事業承継を加速させていきたいと考えております。

仁木委員

国の保証制度と県の保証制度で、プロパーと今の保証協会の分とで網羅できるというこ

とで、2本立てですということでした。終わります。

元木委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、商工労働観光部関係の調査を終わります。

これをもって、経済委員会を閉会いたします。（14時52分）